大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表

（案件番号「令元－職９」）

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成28年大阪市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第１項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動（案件番号「令元－職９」）について、条例第５条第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和７年６月18日

　　大阪市長　　横　　山　　英　　幸

１　ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動１及び４は、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動１）

平成30年11月３日に大阪市北区の路上を外部スピーカー付きの乗用車で走行しながら、弁士Ａ、弁士Ｂ及び弁士Ｃにより、当該スピーカーを用いて、あるいは当該車両から下車してなされた憲法第９条改正に反対する集会に抗議する意図で行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Ａにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動１」という。）

（表現活動４）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」（https://www.youtube.com/。以下「本件動画サイト」という。）において、本件街宣活動の一部を記録した一連の動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及び投稿説明文を掲載し、不特定多数の者から投稿されたコメントとともに、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動４」といい、本件表現活動１及び４を併せて「本件表現活動」という。）

２　本件表現活動に係る表現の内容の概要

（本件表現活動１）

・「北朝鮮」の人々について、「ヘタレ民族」という表現を用いている。

・在日韓国・朝鮮人について、「差別主義者のレイシスト」、「糞レイシスト」及び「害虫」という表現を用いている。

（本件表現活動４）

本件表現活動１の内容を大阪市内に拡散する行為

※　当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

３　本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動１は平成30年11月３日に行われたものであり、上記２に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動４は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記２に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

４　本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

（本件表現活動１）

荒巻　靖彦（移民政策から国民を守る党）

※　今回の氏名の公表に際しては、当該個人を同姓同名の他者とは区別して認識できるよう、公表時に所属している団体名（表現活動時の所属団体ではない。）を記載する。

（本件表現活動４）

氏名又は名称は判明していないので、条例第５条第１項ただし書の規定により公表しない。